明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二四九）　二
○薬事法施行令の一部を改正する政令（二五〇）　二
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　二
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（内閣府・総務三）　四
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（同四）　八
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　九
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　九
〔省　令〕
○法務省定員規則の一部を改正する省令（法務二五）　九
○財務省定員規則の一部を改正する省令（財務四七）　九
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七六）　九
〔告　示〕
○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件（内閣府・経済産業五）　一〇
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件（総務・経済産業三）　一〇
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件（文部科学・経済産業五）　一二
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二七九）　一四
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二八〇）　一四
○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同二八一）　一五
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二八二）　一五
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件（厚生労働・経済産業二）　一六
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件（農林水産・経済産業二）　一六
○平成二十六年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められた件（経済産業一四五）　一九
○国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の通知があった件（同一四六）　一九
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件（同一四七）　二〇
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件（経済産業・環境五）　二〇
〔官庁報告〕
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　二四
介護福祉士試験委員の公告（同）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四二

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（内閣官房）

1　地方空港における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、法務省及び財務省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第二五〇号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、アレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤、アビラテロン酢酸エステル及びその製剤、ルキソリチニブ、その塩類及びそれらの製剤、カバジタキセル及びその製剤並びにニボルマブ及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。